

## 令和8年第1回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

### 議事日程（第3号）

令和8年3月13日（金曜日）午前9時30分開議

- 第 1 請願第 1 号 風力発電施設建設に関する厳格な制限および撤去費用積立等を求める請願について
- 第 2 陳情第 1 号 出雲崎町における風力発電事業の推進に関する陳情について
- 第 3 議案第 1 3 号 出雲崎町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 第 4 議案第 2 0 号 令和8年度出雲崎町一般会計予算について
- 第 5 議案第 2 1 号 令和8年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 6 議案第 2 2 号 令和8年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第 7 議案第 2 3 号 令和8年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 8 議案第 2 4 号 令和8年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 第 9 議案第 2 5 号 令和8年度出雲崎町簡易水道事業会計予算について
- 第 1 0 議案第 2 6 号 令和8年度出雲崎町下水道事業会計予算について
- 第 1 1 議案第 2 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 1 2 発議第 1 号 柏崎刈羽原子力発電所に係る実効性ある避難体制構築とそれに伴う財政負担軽減を強く求める意見書について
- 第 1 3 議員派遣の件
- 第 1 4 委員会の閉会中継続調査の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	和田一幸	2番	小林明日香
3番	宮下孝幸	4番	中野勝正
5番	高桑佳子	6番	小林玲子
7番	北谷三樹	8番	島明日香
9番	石川豊	10番	高橋速円

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	仙海直樹
副町長	河野照郎
教育長	曾根乗知
会計管理者	前田研
総務課長	権田孝夫
町民課長	相澤修一
保健福祉課長	金泉修一
こども未来室長	寺尾勉
産業観光課長	内藤良治
建設課長	小崎一博
教育課長	吉岡育子
建設課参事	日山正春
総務課参事	大谷博章
こども未来室参事	星野昌子
代表監査委員	関川嘉夫

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	坂爪成丞

---

◎開議の宣告

○議長（高橋速円） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎議事日程の報告

○議長（高橋速円） 本日の議事日程はお手元に配付いたしましたとおりです。よろしくご協力をお願いいたします。

---

◎請願第1号 風力発電施設建設に関する厳格な制限および撤去費用積立等を求める請願について

○議長（高橋速円） 日程第1、請願第1号 風力発電施設建設に関する厳格な制限および撤去費用積立等を求める請願についてを議題といたします。

ただいま議題としました請願第1号は、総務文教常任委員会に付託してあります。その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、5番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 総務文教常任委員長報告を申し上げます。

3月6日の本会議において本委員会に付託されました請願第1号について審査を終了いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

去る3月9日午後1時30分より役場議員控室において、委員全員が出席し、委員会を開催しました。

また、その審査結果については、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その経過について報告いたします。

請願第1号 風力発電施設建設に関する厳格な制限および撤去費用積立等を求める請願書について、まず紹介議員である和田議員から説明があり、この事業が町に確かな利益をもたらし、地域の未来に寄与すべきものであれば推進すべきと考えるが、町民の安心、安全を大前提としてこの請願の紹介をする。昨年、この事業の白紙撤回を求める署名が提出され、町民が事業に対して不安を持ち、関心を寄せていることを物語っている。健康被害を懸念し、将来に禍根を残さないために、町に対して法的拘束力のあるガイドラインや環境保全協定を強く求めるものとのことでした。

説明議員に対して委員からは、現代の状況で低周波被害を受けやすい子どもの5人に1人がHSCとあるが、どういった症状で、実際に確認されているかとの質疑があり、過敏で周囲の刺激を受けやすい子どものことをいう。風車に近いと症状が出るのではないかと心配しているが、出雲崎町で実際に確認はしていないとの答弁でした。

次に、低騒音モード（抑制運転）は実際に運用実績があるものか。また、建設着工前の必須条件にする理由は何かとの質疑があり、稼働している地域で事例がある。着工後でも可能と思うが、予防的に原則として考えているとの答弁がありました。

次に、6項目を事業者に義務づけ、町がガイドライン作成事業者と協定を結ぶことを求めているが、町行政の権限として実際に可能と考えるか。また、6項目の中には議会、町行政の対応を超えるものもあると感じるが、どのように検討したかとの質疑があり、町の対応として踏み込んだ内容であると評価しているが、不安な部分も大きく、町民の安心、安全のために請願を出したとの答弁でした。

次に、請願内容について、願意の妥当性、実現の可能性、町村行政なりの権限に属さない事項に係るものかどうかについて、河野副町長、相澤町民課長から出席をいただき、執行部の意見を聞きました。

委員からは、実現の可能性が低く、町行政、議会の権限を越えている事項ではないか。請願を採択して内容に責任を持つことは、現状難しいのではないかと。個別の案件については、もっと精査する必要があるのではないかなどの意見が出されました。

当委員会では、慎重審査の結果、全員一致で不採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（高橋速円） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、和田議員。

○1番（和田一幸） 委員長報告に対して質問させていただきますが、憲法第25条では、全ての国民は健康で文化的な生活を営む権利を有すると定められていますが、また行政には公衆衛生の向上に努める義務があるとされています。住民の健康を守るための請願について、実現可能性が難しいという理由だけで退けることは憲法の趣旨と整合しているという審議をされたのでしょうか。

○議長（高橋速円） 5番、高桑議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） そういった審議はしておりません。

○議長（高橋速円） 1番、和田議員。

○1番（和田一幸） またちょっと委員長報告に関して質問ですが、町の権限を越えていると説明がありましたけれども、地方自治法第1条の2では、自治体は住民福祉の増進を基本として行政を行うとされています。住民の健康保護を求めることがなぜ町の権限を越えると判断されたのか、具体的な審議理由を教えてくださいませんか。

○議長（高橋速円） 5番、高桑議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 実際に法律と照らし合わせての審議はしておりませんが、実際に町が、この請願を採択したときに、事業者と町が相互の意思疎通なく、そういう協定を町のほうから一方的に進めるということではできないのではないかと、そういう意見が出されました。

○議長（高橋速円） 1番、和田議員。

○1番（和田一幸） 法律と照らし合わせていない時点で、町の権限を越えているとは私は言えないと思っております。大きな法に照らし合わせれば、この法的拘束力という文言が多分今回請願に対して引っかけたところだと思うのですが、大きな法の下で照らし合わせれば町の権限は越えておらず、事業者とこれはちゃんと協定を話し合っただけ進めていくようお願いしている請願なので、正直なところ審議を尽くされていないという印象を受けるのですが、どうでしょうか。答弁願います。

○議長（高橋速円） 5番、高桑議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 法的拘束力のあるガイドライン、これについては法的な拘束力を持つものは法律になります。町については、法律を決める権限はございませんので、町の場合は条例ですが、そういうガイドラインを作成することはできないという結論に至りました。

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

2番、小林議員。

○2番（小林明日香） 2点お聞きいたします。

継続審査という内容は、出ませんでしたでしょうか。

2点目、議事の項目の1番目に住宅等から風車を2キロ離すことという内容がございますが、この件に関して討論はありましたでしょうか。

○議長（高橋速円） 5番、高桑議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 継続審査の話は出ませんでした。

2つ目のご質問の2キロということに関しては、どういうふうにしてその2キロの設定をしたかということを紹介議員のほうに質疑がありまして、それについては風車の高さで、既に稼働しているところの地域の前例に基づいてその2キロというものを設定したというふうには説明者のほうからは聞きました。

○議長（高橋速円） 2番、小林議員。

○2番（小林明日香） 継続審査はなしで、2キロの理由は聞いたけれども、2キロの離すという内容については一切討論をされていないということで承りました。

あと、法的拘束力のあるガイドラインという言葉が先ほど出てきたのですが、国の法律の基準だけでは環境を守れない場合が全国各地で散見されます。洋上風力並みの200mの超巨大風車を人口密集の人家も子ども園も近いところに建つ場合、行政と事業者の合意の上で、法より厳しい独自のルールを設けることはできるはずですが、そのことについては審議されましたでしょうか。

○議長（高橋速円） 5番、高桑議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 審議しておりません。

〔「議長、2番」の声あり〕

○議長（高橋速円） 3回質問したのでは。

〔「いや、今2回しかしていないです」の声あり〕

○議長（高橋速円） これで3回目でした。今確認しました。

2番、小林議員。

○2番（小林明日香） ということは、やはり十分に審議がされていないということが証明されたということですね。されていないということで。この請願書には出雲崎町で暮らし続けたい方々の思いが込められた6つの請願事項が入っておりますが、何一つ中身については討論されていないのではないのでしょうか。そういった疑念を持っておりますので、1つずつちゃんと討論された内容があればお答え願えますでしょうか。もしないのであれば、審議不足ということで、私はこの内容は否決ではなく、継続審議を求める内容だと感じております。検討をお願いします。

○議長（高橋速円） 質疑ですから、質疑なのだから。

〔何事か声あり〕

○2番（小林明日香） この請願書の中には6つの請願事項がございます。それについて……

○議長（高橋速円） 小林議員、まとめてください。

○2番（小林明日香） 分かりました。

○議長（高橋速円） 委員長報告に対する質疑ですから。

○2番（小林明日香） はい、分かりました。

○議長（高橋速円） あなたの意見ではないのですよ。質疑をきちんとしてください。

○2番（小林明日香） はい。では、請願書の内容の請願事項、今6つあるのですが、1番目については内容は審議されていないという報告を受けました。

〔「すみません。まとめてください」の声あり〕

○2番（小林明日香） 分かりました。では、2から6までの内容について審議されたことがあるのであればお答え願います。お答え願いたい。

○議長（高橋速円） 委員長報告していますから、それはもうそれで却下してください。あなたは座ってください。

以上で質疑を終わります。

ほかにありませんね、質疑は。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

1番、和田議員。

○1番（和田一幸） 請願第1号を不採択とした委員会の判断に対し、断固として請願採択の立場から討論を行います。

本請願の本質は、風力発電による騒音や低周波音から住民の当たり前の暮らしを守ることです。憲法が保障する生存権、そして地方自治法が定める住民福祉の増進など、これらを守ることは自治体と議会に課せられた何よりも重い絶対の使命だと思います。住民の健康不安を前にして、これをおろそかにすることは許されません。

委員会不採択の理由として、実現が難しい、権限がないなどという内容の報告でしたが、国の法の下に照らしてみるならば、それは審議不足と言わざるを得ず、行政の責任放棄かつ思考停止ではないでしょうか。町民が切実な不安を訴えているときに、ルールがないからとか、前例がないからと背を向けるのが議会、そして町の行政の役割なのかと、実現が困難だからこそ我々は知恵を絞り、行政を動かし、道を切り開くのが我々議員の本来の役割ではないのかと。事業の都合や経済的な合理性だけで住民の健康を無視するようなことがないよう、または一度失われた健康や平穏な生活は二度と取り戻せないのです。乳幼児、児童、その親世代、高齢者を代表する団体が今回提出した健康不安による悲痛な叫びを、深い審議もせず、不採択という一言で切り捨てることは、町の政治では町民を救えないと政治的な敗北を宣言していることと同じだと思います。

先日の一般質問でも町長は、町民の安全と健康を守るとおっしゃられたのですから、ぜひとも議員の皆様にも確固たる覚悟で請願を真摯に受け止めていただきたいと思います。

以上の理由から請願第1号の不採択に強く反対し、住民の健康と生活を守るために請願の採択を強く求め、私の討論といたします。

○議長（高橋速円） 次に、委員長報告に対し賛成の方の発言を許します。

7番、北谷議員。

○7番（北谷三樹） 委員長報告、不採択にすべきものに賛成の立場で討論いたします。

先ほど和田議員は憲法だとか、法律だとかおっしゃっていましたが、そもそもその法律に対して、こちらを規制する内容がないということと、それに加えてその事業者はその法に基づいて、基準に基づいて行っており、これ以上町が、議会がどうこう言える内容ではないと思っております。また、この意見書、国や県に対して要望するのであればまだしも、町に対して出されても、何ができるのですかというところだと思います。これに実現可能性が低い、行政、議会の権限に属しないと委員長の報告にございましたが、それを押し通してでもやるというところは、逆に無責任ではないかと思っております。なので、こちらを不採択にすべきものだと思っております。

以上です。

○議長（高橋速円） 次に、委員長報告に対して反対の方の発言を許します。

2番、小林議員。

○2番（小林明日香） ちょうど1年前、事業者の説明会で、このサイズの風車をヴィーナ・エナジーをあなたは見たことがありますかと……

○議長（高橋速円） 小林議員、反対かどうかということをごきちんと言ってください。そうでな

ければ、発言これで停止しますよ。

○2番（小林明日香） 分かりました。不採択には反対です。いいですか。

○議長（高橋速円） よろしいです。

○2番（小林明日香） 続けます。事業者の方にこのサイズの風車を見たことがありますかと私一番最初に、1年前に質問したのです。そのときに事業者から言われた言葉、皆さん、聞いてください。いえ、ないですと、なぜならこの地球上のどこにもない巨大な風車だからですってまず一番最初に言われたのです。それを聞いて、この人は自分が見たこともないような、本当に地球上初のサイズの風車をこの出雲崎町に建てようとしている人なのだということから私は風車に対する不信感が募りました。何の知識もない出雲崎の人にすすめるのだなと背筋がぞっとしたのを今でも覚えております。そんな誰もまだ見たこともないような巨大風車のことを、12月の一般質問にも詳しく述べましたし、議会だよりもイラスト入りで書きました。弥彦神社の鳥居の7倍、それぐらい大きいものです。

○議長（高橋速円） 小林議員、討論ですから……

○2番（小林明日香） 分かりました。

○議長（高橋速円） 簡潔に賛成、反対を述べてください。

○2番（小林明日香） はい。

○議長（高橋速円） それ以上のことは、もうこれ以上発言停止しますから、一言で言ってください。

○2番（小林明日香） 一言で言います。出雲崎町、Uターンしたい町、今全国で6番目です。それが、この風車を建てることによって、どんどん下がることが目に見えています。

○議長（高橋速円） 早く結論を言ってください。

[何事か声あり]

○2番（小林明日香） いや、すみません。反対で、この内容は出雲崎町に住む3名の女性の方が心から訴えている内容です。なのに、全くその内容について審議されずに否決されるというのは、とてもゆゆしき問題だと私は捉えております。ですので、ここで不採択にするのではなく、継続審議として、このまま、町の中でもっと内容をもんでほしいので……

○議長（高橋速円） 討論ですから。議長の言うことを聞いてください。

○2番（小林明日香） はい。

○議長（高橋速円） これ以上もう発言停止しますよ、本当に。ですから、きちんと一言で討論を述べてください。

○2番（小林明日香） 審議の内容が確実に全ての項目に対して行われていないので、もっと審議する必要があるので、不採択とするのは私は同意しません。

以上です。

○議長（高橋速円） 次に、委員長報告に対して賛成の方の発言を許します。

4番、中野議員。

○4番（中野勝正） 私は、不採択に賛成の立場でお話しさせていただきます。

今国の中で厳格な基準、100%了とすることは、私はなかなか難しい、その中で我が出雲崎、1月の町長メッセージの中で、しっかり対応してまいるというのを私は聞かせていただきました。それに対して私は賛成の立場で、これを不採択とさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋速円） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第1号に対する委員長報告は不採択であります。請願第1号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（高橋速円） 起立少数。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

---

◎陳情第1号 出雲崎町における風力発電事業の推進に関する陳情について

○議長（高橋速円） 日程第2、陳情第1号 出雲崎町における風力発電事業の推進に関する陳情についてを議題といたします。

ただいま議題としました陳情第1号は、総務文教常任委員会に付託してあります。その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、5番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 総務文教常任委員長報告を申し上げます。

3月6日の本会議において本委員会に付託されました陳情第1号について審査を終了いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

去る3月9日午後1時30分より役場議員控室において、委員全員が出席し、委員会を開催しました。

その審査結果については、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その経過についてご報告いたします。

陳情第1号 出雲崎町における風力発電事業の推進に関する陳情について、まず陳情者参考人から陳情についての意見と説明を受けました。出雲崎町では風力発電事業について反対する方たちが声を上げているが、新たに産業の誘致に賛成する者もいることを知ってもらい、双方の意見を聞き、

公平、公正に考えてほしいと考えて陳情をした。ほかの発電に比べ、環境に負荷をかけない発電方法であり、かつての石油採掘から再生可能エネルギーへの変遷を体現できる町として、事業が出雲崎町の地域振興、発展に生かしていくことを望んでいるとの説明でした。

次に、陳情内容について、願意の妥当性、実現の可能性、町村行政なりの権限に属さない事項に係るものかどうかについて、河野副町長、相澤町民課長から出席をいただき、執行部の意見を聞きました。

委員からは、趣旨は十分に理解ができる。精査が必要な項目もあるので、継続調査としてはどうか。風力発電事業を推進することを要望するとあるが、民間の事業であるので、町の権限としては難しいのではないかななどの意見が出されました。

当委員会では、慎重審査の結果、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（高橋速円） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、小林議員。

○2番（小林明日香） 願意の妥当性についてお伺いします。その中で話された内容で詳しく教えてください。願意の妥当性が理解できると言われたのですけれども、願意の妥当性をどこで判断したのか、その議事の内容をご説明願えますか。

○議長（高橋速円） 委員長報告ですよ。委員長報告に対する質疑ですよ。

○2番（小林明日香） 今の報告ですよ。

○議長（高橋速円） 委員会の内容を委員長が報告しているのでしょうか。

○2番（小林明日香） はい。

○議長（高橋速円） ですから、その内容、あったかないかということしか聞けないのです。それ以上は踏み込めないのです。発言もう下がってください。下りてください。

ほかに質疑ありませんか。

1番、和田議員。

○1番（和田一幸） 陳情者の方、民間の事業で町の権限が難しいですとかというところ分かったのですが、これちょっとすみません、係るか、ごめんなさい、委員長報告に係らないのか、ちょっと分からないのですが、この陳情……

○議長（高橋速円） では、係らない、不明確だったらやめてください。

○1番（和田一幸） ですかね、陳情内容として、内容的には妥当性があると思うのですが……

○議長（高橋速円） 質疑を端的にまとめて発言してほしいのです。

〔何事か声あり〕

○1番（和田一幸） 分かりました。

○議長（高橋速円） では、着席してください。いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

コンパクトに言ってくださいよ。では、2番、小林明日香議員。

○2番（小林明日香） 継続調査に値するとありましたが、いや、言っていましたよ。言っていましたよね。

○議長（高橋速円） 意見ですか。

○2番（小林明日香） はい。高桑議員が言われていました。継続調査に値するとは何が継続調査に値するか、その内容を教えてください。

○議長（高橋速円） 5番、高桑議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 継続調査にしてはどうかという意見があったということは報告いたしました。継続調査に値するとは委員会では結論づけておりません。

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔何事か声あり〕

○議長（高橋速円） 暫時休憩します。

（午前 9時59分）

---

○議長（高橋速円） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時01分）

---

○議長（高橋速円） これから討論を行います。討論ありませんか。

2番、小林議員。まず、発言の原案に対する賛成、反対をきちんとおっしゃってください。

○2番（小林明日香） この原案は不採択を取ります。

〔「賛成なんだね」の声あり〕

○2番（小林明日香） 賛成です。

○議長（高橋速円） 賛成ということは、どういうことですか。

○2番（小林明日香） これは不採択です。この内容は。

〔何事か声あり〕

○議長（高橋速円） そういうことです。着席してください。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第1号に対する委員長報告は不採択であります。陳情第1号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[起立なし]

○議長（高橋速円） 起立なしです。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

---

◎議案第13号 出雲崎町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める  
条例制定について

○議長（高橋速円） 日程第3、議案第13号 出雲崎町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

ただいま議題としました議案第13号は、社会産業常任委員会に付託してあります。その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、8番、島明日香議員。

○社会産業常任委員長（島 明日香） 社会産業常任委員長報告を申し上げます。

3月6日の本会議において本委員会に付託されました議案第13号について審査を終了いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

去る3月9日午前9時30分より役場議員控室において、こども未来室長、委員全員が出席し、委員会を開きました。

議案第13号 出雲崎町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について、慎重審査を行いました。

委員からは、利用定員に関するガイドラインのようなものはあるか、各園の収容能力を超えたときの対応はなどの質問があったが、本委員会としては全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、社会産業常任委員長報告といたします。

○議長（高橋速円） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第13号に対する委員長報告は可決であります。議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第20号 令和8年度出雲崎町一般会計予算について

議案第21号 令和8年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第22号 令和8年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第23号 令和8年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第24号 令和8年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

議案第25号 令和8年度出雲崎町簡易水道事業会計予算について

議案第26号 令和8年度出雲崎町下水道事業会計予算について

○議長（高橋速円） 日程第4、議案第20号 令和8年度出雲崎町一般会計予算について、日程第5、議案第21号 令和8年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第6、議案第22号 令和8年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第7、議案第23号 令和8年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第8、議案第24号 令和8年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、日程第9、議案第25号 令和8年度出雲崎町簡易水道事業会計予算について、日程第10、議案第26号 令和8年度出雲崎町下水道事業会計予算について、以上議案7件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案7件は、予算審査特別委員会に付託してあります。その審査経過並びに結果について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、5番、高桑佳子議員。

○予算審査特別委員長（高桑佳子） 予算審査特別委員長報告を申し上げます。

去る3月6日の本会議において予算審査特別委員会に付託されました議案第20号から議案第26号まで、議案7件を審査するため、3月11日午前9時30分より役場本会議場において、説明員に町長以下執行部の出席を得、委員全員が出席して委員会を開きました。

その審査結果については、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その審査経過について報告をいたします。

初めに、議案第20号 令和8年度出雲崎町一般会計予算について、2款1項5目12節公共施設等総合管理計画更新業務委託料について、ほかにも学校施設長寿命化計画更新業務委託料が上がっているほか、令和7年度3月補正においても中学校体育館空調・断熱化・気密化工事設計委託料が上がっている。体育館の整備をするならば、体育館そのものの寿命を考えて、委託料の無駄を省くために総合管理計画や学校施設長寿命化計画と一体的に検討すべきではないかとの質疑があり、これは町全体の公共施設の総合管理計画の基本となるもので、策定から10年経過することから更新するものである。また、中学校体育館については、原発の再稼働に伴い、屋内退避施設とするため、万が一に備えて緊急に設計委託するものであるとの答弁がありました。

2款1項7目18節会計年度任用職員報酬、地域おこし協力隊員について、2人分とあるが、増員するとの考え方の中でどのような内容かとの質疑があり、北谷隊員と新たに採用予定の1名分になる。明確なミッションは示していないが、地方創生事業に関わっていただける方の採用を考えているとの答弁がありました。

2款1項8目12節オールシーズンにぎわいづくり・関係人口創出業務委託料について、現段階でどのようなイベントを想定しているか、新たなイベントを企画するとなると職員の負担が重くなるのではないかとの質疑があり、地方創生で毎週何らかのイベントを行うことで関係人口の創出が期待できるとの助言があり、職員からも100以上の提案があった。その中から幾つかのイベントを追加で実施したいと考えており、地方創生に関してはある程度職員全体が関わっていかなければならない。職員の負担が増えることはある程度はやむを得ないのではないかと考えるとの答弁がありました。

2款1項9目18節地域活性化起業人負担金について、募集人員5名の根拠とどのようなルートで募集になるか、また全員協議会で説明のあった受入れの期間前に要する経費等が計上されていない理由は何かとの質疑があり、現段階で企業の派遣型2名、副業型3名を見込んでおり、初年度で発案、提案は見込めないこと、年度初め早々に来ていただきたいことから、受入れ前の経費等は計上していない。大津俊哉さんの紹介で地方創生にノウハウをお持ちの方から来ていただくことで考えているとの答弁がありました。

2款1項10目空家等対策費について、行政代執行によって除却せざるを得なかった特定空家については承知をしているが、空き家はますます増える傾向にあり、今後の対応として国に法改正等の要望をしていく考えはないかとの質疑があり、全国的に大きな問題となっている。町として空き家になる前段階にも対応を強化していくが、町村会などまとまった形で国に要望していきたいとの町長答弁がありました。

2款1項12目防犯対策費について、防犯のための予算であるが、防犯灯がほとんどで、防犯カメラの設置がない。非常に有効な手だてと考えるので、検討できないかとの質疑があり、公共施設に設置はあるが、今後、時代に即した形で防犯カメラの設置を検討したいとの答弁がありました。

3款1項8目19節町高齢者福祉タクシー・バス利用料助成について、令和7年度の利用率は50%弱とすると、半分が利用されていない。よい制度であるので、利用しない理由を探って、対応を協議し、利用率を上げるべきではないかとの質疑があり、利用数は増えているが、単価が減っている傾向にある。必要な方が必要な分を利用されることを大前提としているとの答弁がありました。

4款1項4目7節スポーツ・健康マイレージ事業特典について、利用方法の周知、PRはどのように行っているかとの質疑があり、利用にはおまかせ版とすま〜と版アプリがあり、チラシを毎年度初めに配布する。今年度は、ポスターを作成するとともに、ポイント見直しをして、取得しやすい環境を整え、利用者の裾野を広げたいと考えているとの答弁がありました。

4款2項5目12節出雲崎・小木ノ城駅トイレ管理委託料について、長年の懸案事項であるが、持ち続けるのか、撤去するのか、何らかの方法を検討すべきではないかとの質疑があり、沿線の駅トイレを見てきたが、トイレのない駅はなかった。様々な課題があつて、担当課で試算もしており、これから検討しなければいけないこととして考えているとの町長答弁がありました。

9款1項4目12節防災情報等一斉配信システム導入業務委託料について、現行の防災行政無線は聞き取りづらいところがあるが、導入の詳細はどうかとの質疑があり、戸別受信機の生産終了に伴い、現行受信機に代わる新しいシステムを導入する。町からライン、メール、電話等への配信が可能になるが、すぐに新しいシステムに移るわけではないとの答弁がありました。

9款1項4目12節津波緊急避難場所（尼瀬地区）基本計画策定業務委託料について、地滑り地帯であるが、大丈夫か。また、西越地域を含めて、今後このような緊急避難場所を整備する構想はないかとの質疑があり、全ての場所が危険なわけではなく、クリアできていると考える。また、海岸地域の高台避難では雨風をしのげない場所について、解消できるように整備を進めなければいけないと考えているとの答弁がありました。

10款3項3目18節町学校給食費補助金について、中学校給食費について町独自の施策であるが、小学校同様に保護者負担は生じないものかとの質疑があり、保護者負担は生じない。令和9年度以降についても継続されるとの答弁がありました。

10款4項4目18節文化財保存活動事業補助金について、高齢化で保存会の皆さんの活動ができなくなってきたが、今後どう考えているかとの質疑があり、町内3団体の保存会の状況は承知をしているが、町の文化財としてなくするわけにはいかない。どう守っていくかを検討していかなければならないとの答弁がありました。

次に、一般会計歳入について、18款1項2目1節利子及び配当金について、大きく増えている理由は金利上昇によるものだけかとの質疑があり、ゼロ金利から金利のつく時代になり、令和8年度は金利収入が見込めること、7年度に購入した債券の利子が入ってくることなどから、大きく伸びているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号 令和8年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 令和8年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号 令和8年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号 令和8年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号 令和8年度出雲崎町簡易水道事業会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第26号 令和8年度出雲崎町下水道事業会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、町長の施政方針の中で地域懇談会の開催時期についての質疑があり、執行部と調整を行っている最中である。諸事情で開催できない期間を除くとなると、週3回のペースとなり、同行する職員の負担も懸念される。はっきりした日程は決まっていないが、幾つかの案の中で検討しているとの町長答弁がありました。

以上、予算審査特別委員長報告といたします。

○議長（高橋速円） これから一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第20号に対する委員長報告は可決であります。議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号から議案第26号の議案6件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第21号から議案第26号までの議案6件に対する委員長報告は、いずれも可決であります。議案第21号から議案第26号までの議案6件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第21号から議案第26号までの議案6件は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第27号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（高橋速円） 日程第11、議案第27号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第27号につきましてご説明を申し上げます。

令和5年10月4日から固定資産評価審査委員会委員をお願いしておりました小黒重幸氏が昨年11月22日にお亡くなりになりました。このため、後任として大谷浩栄氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いしたく、提案するものでございます。

なお、任期につきましては前任者の残任期間の令和8年10月3日までとなります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第27号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次の日程第12、発議第1号は私が提案者ですので、進行を副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時23分）

---

○副議長（石川 豊） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより進行します副議長の石川です。ご協力をお願いいたします。

（午前10時24分）

---

◎発議第1号 柏崎刈羽原子力発電所に係る実効性ある避難体制構築とそれに伴う財政負担軽減を強く求める意見書について

○副議長（石川 豊） 日程第12、発議第1号 柏崎刈羽原子力発電所に係る実効性ある避難体制構築とそれに伴う財政負担軽減を強く求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

10番、高橋速円議員。

○10番（高橋速円） 議員皆様方、特に賛成者、中野議員の賛成をいただきまして、意見書を出させていただきます。

柏崎刈羽原子力発電所に係る実効性ある避難体制構築とそれに伴う財政負担軽減を強く求める意見書

○趣旨概要

東京電力柏崎刈羽原子力発電所が再起動し、営業運転を再開する。当初、柏崎刈羽原発が稼働できた基本条件のひとつ、地元漁民の同意については当町の旧出雲崎漁協や漁民の果たした役割は大きなものであった、と先人から聞いている。発電電力が地元で使われないことへの強い懸念と地域分断の危機の中、旧出雲崎漁協と漁民は当町の将来の発展を熱烈に願い、発電所開設に同意した。そもそも当地域にとり原発設置はある日突然もたらされた。そしてその後安全神話に疑問符が付き、いま避難体制のあり方やそれに伴う財政負担が問題となっている。事業会社の責任というより、日本国の責任で原発に係る防災関連諸費用や関係市町村の財政負担はゼロであるべきと考える。特に財政的に脆弱な市町村へは手厚く配慮がなされ原発防災に係る無辜の民への施策は無限であり無償で行っていただきたい。

当議会は先人の篤い思いを深く心に刻んでここに実効性のある避難体制構築とそれに伴う財政負担軽減を求め、下記の事項を積極的に推進されるよう強く要望する。

○要望事項

- 1 当出雲崎町全域はUPZ（避難準備区域）市町村である。風向、地形等から当町は限りなくPAZに近いといえる。避難所整備、避難道路整備、そして人口減少に活力を与える地域の賑わい創出等、地域貢献策に係る負担軽減策の構築を強く求める。
- 2 海岸部から高台への重要な避難道路としての一般国道352号出雲崎改良（石井町工区）の早急な工事完了を強く求める。
- 3 計画中の津波緊急避難場所（尼瀬地区）整備に係る一時避難所建設等、事業対象項目の採択を強く求める。
- 4 複合災害時、停電時でも稼働可能な空調LPガス発電機や大型蓄電池の設置費用を補助対象とすることを強く求める。
- 5 当町の特殊な地形、とりわけ海岸地域は背後を断崖絶壁で高台避難が極めて困難である。そのため避難道路整備に加え津波避難タワーと地域の集会所を兼ねた施設整備により、平常時は地域コミュニティの拠点、防災備蓄品倉庫として活用し、有事には住民の生命を守る避難場所の確保が喫緊の課題である。柔軟な地域貢献策採択とその補助率かさ上げ、地元負担の軽減を強く求める。
- 6 原発への防災対策は原則国においてなされるべきである。災害時の避難ルート、避難所（空調含む）整備費用については関係自治体の負担はゼロにすべきだ。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

新潟県知事、花角英世様。令和8年3月。新潟県三島郡出雲崎町議会議長、高橋速円。

よろしく申し上げます。

○副議長（石川 豊） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（石川 豊） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（石川 豊） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○副議長（石川 豊） 起立全員でございます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

審議が終わりましたので、議長と交代をいたします。

暫時休憩といたします。

（午前10時31分）

---

○議長（高橋速円） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時32分）

---

◎議員派遣の件

○議長（高橋速円） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第128条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（高橋速円） 日程第14、委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（高橋速円） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和8年第1回出雲崎町議会定例会を閉会します。

（午前10時33分）